

担 当	職業安定部	職業安定課
	課長	久保寺 高志
	地方労働市場情報官	大場 由雄
	電話	029-224-6218

平成21年度茨城雇用施策実施方針策定について

「改正雇用対策法施行規則」により、労働局長は毎年度、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する方針を県知事の意見を聞いて定めることとされている。

茨城労働局長は、平成21年度茨城雇用施策実施方針を茨城県知事の意見を聞いて策定したところである。この方針に示す国の施策と茨城県の講ずる産業振興施策・福祉施策等が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努め、地域の雇用情勢の改善に取り組むこととした。

この「平成21年度茨城雇用施策実施方針」の概要は以下のとおりである。

平成21年度茨城雇用施策実施方針(概要)

I 策定の趣旨

本格的な人口減少社会に突入する中で、世界的な金融不安に端を発する不況による雇用面への悪影響が顕著となっている。本県においても、非正規労働者等を始めとする大量の解雇・雇止め等による離職者が発生しており、迅速かつ的確な雇用対策が必要となっている。このため、茨城労働局長は労働局・公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を茨城県知事の意見を聞いて策定したところである。この方針の実施にあたっては、県の講ずる産業振興策・福祉施策等と連携のもと円滑かつ効果的に実施されるよう努め、本県の雇用情勢の改善に機動的に取り組むこととする。

II 茨城県との連携により取り組む雇用施策の重点分野

1 雇用情勢の急激な悪化に対する緊急的取組

○ 緊急雇用対策本部の設置

茨城労働局緊急雇用対策本部と茨城県緊急雇用・経済対策本部が密接な連携のもと離職者に対する各種支援措置を講じる。

○ 雇用維持・再就職のための支援

改正雇用保険法の周知と円滑な施行を図るとともに、雇用維持に取り組む中小企業を支援するために創設・見直しの行われた中小企業緊急雇用安定助成等の助成金制度を積極的に周知しその活用を図る。さらに、県と合同により労働相談会及び就職面接会等を開催し再就職支援を図る。

○ 「緊急雇用創出事業」「ふるさと雇用再生事業」に対する支援

現下の雇用情勢を踏まえた当面の対策である「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生事業」について県と連携・協力をを行い事業の実施を図る。特に、「緊急雇用創出事業」については、地方公共団体が行う生活・就労相談支援事業と、公共職業安定所が行う職業相談・職業紹介等を一体的に行う「総合的就業・生活支援事業を」実施する。

○ 離職者訓練の実施

県と連携により、雇用の受け皿として期待される介護やIT分野等の職業訓練の着実

な実施を図る。

○ 離職を余儀なくされた方々への再就職支援

水戸、筑西、土浦の各公共職業安定所に設置した特別相談窓口を始めとして、県内の各公共職業安定所においてきめ細かな就職支援や求人開拓を実施する。また、県の職業訓練を積極的に活用し、雇用の受け皿として期待される介護分野等への就職支援を実施する。

2 若者の自立の実現

○ 新規学校卒業者への就職支援

学校等の関係機関と連携しての求人開拓、求人情報の提供、県との共催による就職面接会を開催し新規学校卒業者の就職を支援する。

○ 「ジョブカフェいばらき」との連携

若年者地域連携事業であるインターンシップ制度の周知・広報、受入企業の開拓、受入企業情報の提供等を行い当事業を支援する。

○ 職業能力形成プログラム（ジョブ・カード制度）を活用した就職支援

地域ジョブ・カードセンターと連携し職業能力形成プログラム参加協力企業を開拓するとともに、地域の学校、教育委員会等への周知により制度の活用を推進する。

3 障害者に対する就労支援の推進

○ 施設から一般就労への移行促進

茨城県障害福祉計画において定められた福祉から一般就労へ移行する目標値を達成するため、茨城県の雇用・福祉・教育部門と連携し、障害者職業紹介業務を推進する。

○ 障害者雇用促進の周知啓発

労働局は、障害者の雇用の理解と促進を図るため、障害者や企業はもとより広く県民全体への啓発に努める。具体的には、茨城県と連携し、障害者雇用促進セミナー等を開催し、障害者の障害特性・雇用支援策等の理解の促進を図る。また、県と連携し、本年度開催される「全国障害者技能競技大会」の運営と広報に積極的取り組み。

○ 法定雇用率未達成企業の縮減

法定雇用率未達成の企業に対し、より厳正な指導を行い、県内における実雇用率の向上、未達成企業の縮減を図る。

4 福祉・介護分野における人材確保

○ 福祉人材確保対策の強化

水戸公共職業安定所に「福祉人材コーナー」を新設し、関係機関と連携し潜在有資格者の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、求人者への助言・指導等により福祉人材確保対策を強化する。

○ 助成金制度等の周知

従来の「介護基盤人材確保助成金」のほか、新設された「介護未経験者確保助成金」等の周知を積極的に行い介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業者に対する支援を図る。

5 女性の就業希望の実現

○ マザーズハローワークの拡充

子育てする女性等に対する再就職支援として、水戸公共職業安定所にマザーズサロンを設置するほか、他の公共職業安定所にもマザーズコーナーを新設し、就職支援の拡充を図る。

○ ワーク・ライフバランスの意識啓発

職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフバランス）の重要性について、その理解

を深めるための意識啓発を実施する。

6 いくつになっても働ける社会に実現

- 雇用確保措置の事業主に対する指導・援助の推進
高年齢者雇用安定法に基づき、雇用確保措置を講じていない 51 以上規模企業に対し助言指導を徹底し、改善が見られない場合は事業主に勧告を行う。
- 年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備
65 歳以上の高年齢者を雇い入れる企業に対する高年齢者雇用開発特別奨励金等を活用し高年齢者の就職の実現を図る。また、「70 歳まで働ける企業」プロジェクトの実施等により「70 歳まで働ける企業」の普及促進を図る。
- 団塊世代が活躍できる環境の整備
地域団塊世代雇用支援事業を実施し、県及び市町村と連携のもと、団塊世代定年退職者等の再就職支援を推進する。

IV 基本的施策

1 正社員以外の方々の待遇の改善に向けた取組の推進

- 派遣労働者保護が適切に行われるよう、派遣元・派遣先等に対する厳正な指導監督の実施
- 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進
- 住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保の推進
- パートタイム労働法に基づく均等待遇の確保と正社員転換の推進

2 若者の自立の実現

- 年長フリーター等に重点を置いた就職支援
- 中高生を対象とした職業意識形成支援の積極的推進

3 自ら安心・納得して働き方を選択できる環境整備

- 福祉事務所との連携による生活保護、母子家庭に対する就職支援の推進
- 刑務所、少年院と連携し職業講話、求人関係情報の提供、職業紹介等による刑務所等出所者等に対する就労支援

4 職業能力形成システム(ジョブ・ジョブカード制度)の整備充実

- 有期実習型訓練等の職業能力形成プログラムを活用した就労の実現
- ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングによる就職支援
- 地域ジョブ・カードセンター等との連携

5 専門的・技術的分野の外国人の就業促進及び外国人の就業環境の改善

- 外国人雇用サービスセンターを活用した就職支援及び外国人の雇用管理改善のため事業主への助言・指導

6 労働分野における地方公共団体との連携

- 地域の実情に即した雇用施策を重点とし、茨城県等と連携基盤を一層強化する。
- 市町村連携型ふるさとハローワークの設置による市町村と連携した職業相談・職業紹介の実施

V 県・労働局が共同で定める雇用施策の数値目標

障害者雇用に関し、福祉施設利用の障害者が一般利用に移行する数値の目標として、「平成 23 年度までに平成 17 年度実績の 4 倍となる 180 名を達成する」ことを定める。